

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

(郵便番号)

届出者 住 所

電話番号 () -

商 号

又は名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

法定代理人氏名、

商号又は名称

(住所、氏名等が変わったときは、変更後で記入し、変更内容は7に記入)

残貸付債権の状況等に係る報告書

残貸付債権の状況等について、下記のとおり報告します。

記

1. 貸金業登録時の商号等

貸金業登録番号	大阪府知事 () 第 号	決算月
登録時の商号又は名称		月

2. 貸金業登録の効力を失った時点で取引が未了であった貸付契約の状況

(次のいずれか該当する項目の□に✓を記入すること。)

□ 未了(残貸付債権取立継続中)です。(次頁3.に残貸付債権等の状況を記入すること。)

□ 取引の全てが終了しました。・・・・・・(結了年月日: 年 月 日)

結 了 事 由	最終処理 貸付債権	最終処理 債務者数	備 考
□ 自 主 回 収 完 了			
□ 債 権 譲 渡	千円	人	次頁の4に詳細を記入
□ 債 権 放 棄	千円	人	
□ その他()	千円	人	

3. 残貸付債権の状況及び債権回収方針

(年 月 日現在)

		残貸付債権	債務者数
合 計 (債権回収方針)		千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	自主回収 (予定)	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	取立委託 (予定)	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	債権譲渡 (予定)	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	その他 ()	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人

(記載上の注意)

- 「うち施行令第1条の2第6号該当」には、次に掲げる貸付けに係る残貸付債権の合計額及び債務者数の合計数を記載すること。
 - 貸金業法施行令第1条の2第6号イに掲げるものとして、同号に規定する会社等が当該会社等を含む同一の会社等の集団に属する他の会社等に対して行う貸付け
 - 貸金業法施行令第1条の2第6号ロに掲げるものとして、同号に規定する会社等を含む2以上の会社等が共同で営利を目的とする事業を営むための契約に基づき他の会社等の経営を共同して支配している場合において、当該会社等が当該他の会社等に対して行う貸付け
 - 貸金業法施行令第1条の2第6号ハに掲げるものとして、同号に規定する会社等の同号ハに規定する親会社等を含む2以上の会社等が共同で営利を目的とする事業を営むための契約に基づき他の会社等の経営を共同して支配している場合において、当該会社等が当該他の会社等に対して行う貸付け
- 債務者数には残貸付債権に対応する債務者の数を記載すること。
- 「その他 ()」には、例えば債権放棄など具体的な方針を記載すること。

4. 債権譲渡の状況

譲渡先		譲渡年月日	譲渡債権金額
譲渡済			千円
			千円
譲渡予定			(千円)
			(千円)
合 計			千円 (千円)

(記載上の注意)

- 「譲渡先」は、貸付債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先（住所及び電話番号）及び業種を記載すること。なお、貸金業者の場合は、登録番号を併記すること。
- 「譲渡年月日」には、同一者に複数回債権譲渡が行われた場合には、すべての譲渡年月日を記載すること。
- 債権譲渡予定のものについては、() 内に債権譲渡予定金額を記入すること。
- 「譲渡債権金額」には、譲渡した貸付債権の元本債権額を記入すること。

※債権譲渡契約書の写し、債務者への債権譲渡通知の雛形、法第24条第1項の規定による通知の写しを添付すること。

5. 取立委託の状況

委託先		委託年月日	委託債権金額
委託済			千円
			千円
委託予定			(千円)
			(千円)
合 計			千円 (千円)

(記載上の注意)

- ・「委託先」は、貸付債権の取立委託を受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先（住所及び電話番号）及び業種を記載すること。なお、貸金業者の場合は、登録番号を併記すること。
- ・「委託年月日」には、当初の委託年月日を記載すること。
- ・取立委託予定のものについては、() 内に取立委託予定金額を記入すること。

※取立委託契約書の写し、債務者への取立委託通知の雛形、法第24条第1項の規定による通知の写しを添付すること。

6. 帳簿及び個人情報の取扱い

(1) 帳簿の取扱い

- ☐ 保 存
 ☐ 債権譲渡先に引継ぎ
- ☐ その他 ()

(具体的な措置状況)

(2) 個人情報の取扱い

- ☐ 保 存
 ☐ 債権譲渡先に引継ぎ
- ☐ その他 ()

(具体的な措置状況)

(記載上の注意)

- ・該当する項目すべてについて□に✓をすること。
- ・「具体的な措置状況」については、保存先や廃棄予定時期等を詳細に記載すること。

7. 届出者の変更

変更年月日	変更事項＝ [住所 ・ 電話番号 ・ 商号等 ・ 代表者氏名]	
	変 更 後	変 更 前
年 月 日		

8. 残貸付債権及び取立済み貸付債権に係る帳簿(法第19条)等の内容に関する照会先

- ☐ 届出者と同じ。
☐ 次のとおりとします。

住 所	〒		
商号、名称 又は氏名等			
電話番号		Fax. 番号	

(記載上の注意)

- ・債務者等から貴社への照会先を記入してください。
- ・1 ページの「届出者」と異なる(専用携帯電話等)場合は、必ず記入してください。
また、電話やファックスでの対応ができない場合は、該当欄に「不可」と記入してください。
ただし、最低限、「住所」「電話」「ファックス」のいずれかを記入してください。
- ・なお、債務者等から問合せがあった場合、この「照会先」の記載内容により、貴社への連絡方法として提供します(未記載の場合は、「届出者と同じ」とみなします。)

9. 添付書類

債権譲渡の追加や取立委託先の変更があった場合は、次の写し等を添付し、添付した書類の該当する番号に○印を付けること。

- (1) 債権譲渡契約書の写し、債務者への債権譲渡通知の雛形
- (2) 取立委託契約書の写し、債務者への取立委託通知の雛形
- (3) 法第24条第1項の規定による通知の写し(この写しは、(1)(2)の場合とも添付する。)

○「残貸付債権の状況等に係る報告書」について

A. みなし貸金業者とは

貸金業者の皆さんは、更新登録をしなかった又は廃業届けを提出した若しくは登録が取消されたなどの理由で、貸金業登録の効力を失った後も、未回収の残貸付債権を保有している場合、当該残貸付債権にかかる取引が終了するまでの間、「みなし貸金業者」として、なお貸金業法の適用を受けます。

＜貸金業法＞

第43条 貸金業者について、第三条第二項若しくは第十条第二項の規定により登録が効力を失ったとき、第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項若しくは第二十四条の六の六第一項の規定により登録が取り消されたとき、又は第十条第三項の規定により引き続き貸金業を営むことができる期間を経過したときは、当該貸金業者であつた者又はその一般承継人は、当該貸金業者が締結した貸付けの契約に基づく取引を終了する目的の範囲内においては、なお貸金業者とみなす。

B. 残貸付債権の状況等にかかる報告書

この「残貸付債権の状況等にかかる報告書」は、みなし貸金業者の皆さんに対し、大阪府知事が貸金業法第24条の6の10第1項の規定に基づき提出を求める様式です。
(金融庁「貸金業者向けの総合的な監督指針」Ⅲ-3-5(2)①並びにⅢ-3-3(2)及びⅢ-3-8(1)を準用)

また、この報告書様式は、「残貸付債権等の状況報告」、「取引の終了報告」及び「連絡先等の変更届」を兼ねています。

C. 提出時期等

この報告書の報告事由別の提出期限は次のとおりです。

報 告 事 由		報 告 期 限	報告を要する項目の番号							
			1	2	3	4	5	6	7	8
1	定期報告（年1回） （事業年度終了後3月以内）	毎事業年度経過 後3ヶ月以内	○	○	○	△	△	○	△	○
2	事業残貸付債権にかかる 取引が終了したとき	終了日から2週 間以内	○	○	×	△	×	○	△	○
3	届出者の「住所」、「電話番号」、 「商号又は名称」、「氏名」に変更があるとき	事前又は変更が あった日から2 週間以内	○	×	×	×	×	×	○	○
4	債権譲渡先の追加、取立委 託先の変更があったとき	遅滞無く報告	○	○	○	△	△	○	△	○

※ 「○」の項目は必ず記入、「△」は該当事項があれば記入、「×」記入不要

※ 報告事由が重複する場合は、全てまとめて記載してください(事由毎の別作成・報告は不要)。

D. その他

◎ 提出部数・・・1部

※控えが必要な場合は2部
（返信用切手要）

＜報告書送付先及び問合せ先＞

〒559-8555

大阪市住之江区南港北 1-14-16 咲洲庁舎

大阪府商工労働部中小企業支援室金融課

貸金業対策グループ

電話：06-6210-9506（直通）